



平成 30 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社スペースバリューホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 森岡 篤弘
(東証 1 部・コード番号 1448)
問合せ先 執行役員管理本部 IR 広報部長 島田 英樹
電話番号 03-5439-6070

株式会社スペースバリューホールディングスにおける

株式報酬制度に関するお知らせ

当社の完全子会社である日成ビルド工業株式会社（以下「日成ビルド工業」といいます。）は、平成 30 年 6 月 28 日開催の日成ビルド工業第 58 期定時株主総会において、日成ビルド工業株式移転による完全親会社（当社）設立に関する議案が決議（以下「本件株式移転計画承認決議」といいます。）され、本日（当該株式移転の効力発生日）、当社が設立されました。

本件株式移転計画承認決議においては、株式移転計画の内容の一部を構成する当社の定款の内容として、当社及び日成ビルド工業の取締役を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）についても決議されておりますので、本制度の内容について下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件株式移転計画承認決議において決議された当社定款における本制度にかかる定めは、定款の附則に置かれており、当該規定は当社の最初の定時株主総会（平成 31 年 6 月開催予定）の終結の時をもって削除されるものとされております。

記

1. 導入の背景及び目的

日成ビルド工業は、日成ビルド工業の取締役の報酬と日成ビルド工業の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、日成ビルド工業の取締役を対象とした株式報酬制度を導入しております。

この度、単独株式移転の方法により、日成ビルド工業の完全親会社として当社が設立されたことに伴い、上記同様の目的により、当社においても、株式報酬制度である本制度を導入することとしたものです。

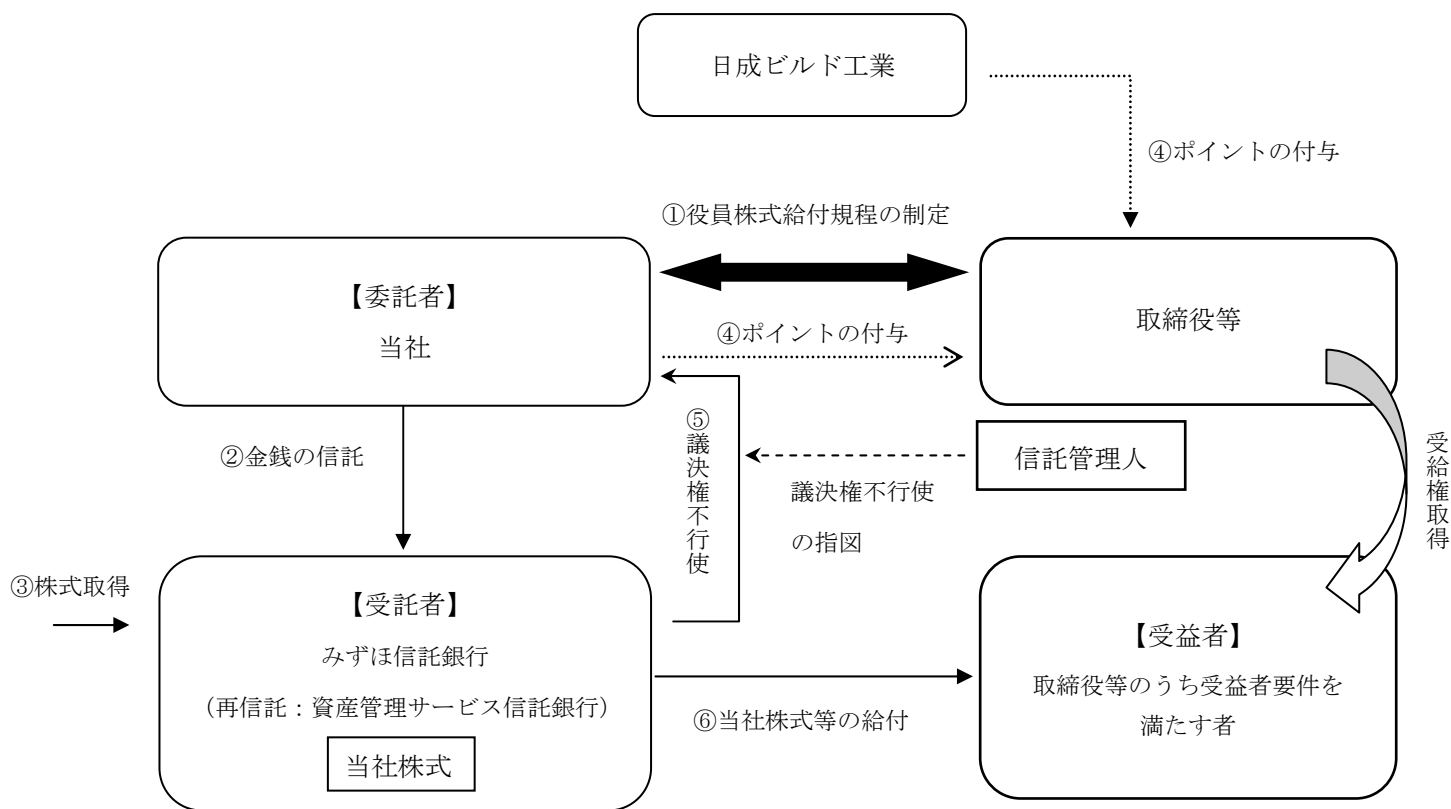
2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、日成ビルド工業の第56期定時株主総会において承認可決された株式報酬制度と同種の内容の株式報酬制度であります。当社は、本制度を運営するため、日成ビルド工業がみずほ信託銀行株式会社と締結した平成28年8月26日付の株式給付信託契約について、平成30年10月1日をもって、日成ビルド工業の契約上の地位並びに権利及び義務を承継するものとします。

本制度は、日成ビルド工業が平成30年9月30日までに拠出した金銭及び当社が必要に応じて本日以降に拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び日成ビルド工業の取締役（社外取締役及び当社の取締役を兼任する者を除きます。）（以下、合わせて「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等は、原則として、役員株式給付規程に定める在任中の一定時期に当社株式等の給付（以下「在任時給付」といいます。）を受けるとともに、取締役等の退任時に当社株式等の給付（以下「退任時給付」といいます。）を受けます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、当社定款に定められた範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、必要に応じて、当社定款に定められた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び日成ビルド工業は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社及び日成ビルド工業から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役等（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成 28 年 8 月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

日成ビルド工業は、平成 28 年 8 月に、本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次の（ア）及び（イ）のとおり金銭を拠出し、本信託を設定しました。

本信託は、下記（5）のとおり、日成ビルド工業が平成 30 年 9 月 30 日までに拠出した金銭又は当社が必要に応じて平成 30 年 10 月 1 日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得します。

（ア）在任時給付のための拠出

日成ビルド工業は、平成 28 年 8 月に、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度に対応する必要資金としての金銭を本信託に拠出しており、当社は、必要に応じて、平成 30 年 10 月 1 日以降の期間（以下、これらの期間を合わせて「在任時給付当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金としての金銭を拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役等の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

（イ）退任時給付のための拠出

日成ビルド工業は、平成 28 年 8 月に、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度に対応する必要資金としての金銭を本信託に拠出しており、当社は、必要に応じて、平成 30 年 10 月 1 日以降の期間（以下、これらの期間を合わせて「退任時給付当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金としての金銭を拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役等の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

(5) 当社株式の取得方法

在任時給付当初対象期間及び退任時給付当初対象期間に関して本信託による当社株式の取得を行う場合は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、本信託により当社株式を取得する場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法及びその上限

（ア）在任時給付

取締役等には、在任時給付のため、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。在任時給付のため、取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、45,000ポイント（うち、当社の取締役分として30,000ポイント）を上限とします。

(イ) 退任時給付

取締役等には、退任時給付のため、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。退任時給付のため、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、75,000ポイント（うち、当社の取締役分として60,000ポイント）を上限とします。

(ウ) ポイントの換算と確定

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、上記(ア)により付与される在任時給付のためのポイントと、上記(イ)により付与される退任時給付のためのポイントとで区別して、各受益権の確定時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数でそれぞれ確定します（以下、在任時給付のために確定したポイントを「在任時給付確定ポイント数」といい、退任時給付のために確定したポイントを「退任時給付確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

(ア) 在任時給付

取締役等は、役員株式給付規程の定めに従い、在任中の所定の時期において受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載のところに従って定められる「在任時給付確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、役員株式給付規程に定められた所定の給付時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、当該在任時給付確定ポイント数に対応する当社株式のうち役員株式給付規程に定められた一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(イ) 退任時給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載のところに従って定められる「退任時給付確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、当該退任時給付確定ポイント数に対応する当社株式のうち役員株式給付規程の定めに従い各人ごとに算出される一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (B B T)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者 : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦信託の期間 : 平成 28 年 8 月から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上